

第4回静岡県高潮浸水想定等検討委員会 議事概要

日 時	令和4年8月4日（木）10：00～11：30
場 所	静岡県庁別館2階第1会議室（静岡県静岡市葵区迫手町9-6）【Web開催】
議 事	(1) 第3回検討委員会における主な意見と対応方針 (2) 伊豆半島沿岸の高潮浸水想定区域（Ver. 2.10対応）の検討 (3) 家屋倒壊等氾濫想定区域の設定に関する検討 (4) 今後の予定
配布資料	議事次第、委員名簿、座席表、設立趣意、設置要綱 ・資料1：説明資料 ・資料2：計算条件等資料集 ・資料3：静岡県高潮浸水想定区域図（浸水区域及び浸水深）＜伊豆半島沿岸＞【案】 ・資料4：静岡県高潮浸水想定区域図（浸水継続時間）＜伊豆半島沿岸＞【案】 ・参考資料：第4回静岡県高潮浸水想定等検討委員会の概要

<議事概要> 【凡例 ○：委員、●：事務局】

(1) 第3回検討委員会における主な意見と対応方針

（委員からの異議はなく、承認された。）

(2) 伊豆半島沿岸の高潮浸水想定区域（Ver. 2.10対応）の検討

○外洋に面している伊豆半島において、移動速度40km/hの場合に潮位偏差が概ね大きくなっているのはWave setupの影響か。

●そのように考えている。

○トンガの火山噴火に伴う津波のような、共鳴現象は起きていないのか。

●共鳴現象は起きていないと考えている。移動速度73km/hは台風の移動速度が早い分、風速が大きくなるため、風の吹き寄せによって潮位偏差が大きくなる。

○沼津市の計算結果について、最大包絡の浸水面積42haは、「台風経路NNE150km・海岸堤防決壊なし・移動速度40km/h」の計算ケースの結果と同じであるという認識でよいか。

●その通りである。沼津市の対象領域が小さいことや、流量を考慮する河川がなかったことも、要因と考えている。

○「海岸堤防決壊なし」ケースの浸水面積が、「決壊あり」ケースの結果を概ね上回っているが、考えられる要因は何か。

●海岸堤防が決壊しないことで、堤防背後の地形がポケット状となり越流した水が滞留するため、結果的に浸水範囲が拡大する。

○本検討では、「海岸堤防決壊あり」ケースに対し「決壊なし」ケースの方が、浸水範囲が拡大する結果となった。近年は粘り強い海岸堤防の整備を推進しているが、この結果からは「堤防が決壊する方が浸水被害が少なくなる」という誤解を招く恐れがある。実際には、背後地への浸水速度は海岸堤防が決壊した方が早く、そちらの方が危険であると考えられるため、浸水の広

がりの速さなどの流況についても整理し、周知すべきである。

○次の議事において、流況の整理をしている。

○本検討で中小河川からの浸水が考慮されていないことは、公表資料等に明記しているか。

●流量を考慮し、氾濫対象としている河川は、洪水予報河川や水位周知河川であることを、公表図面や解説書に明記している。

○中小河川の流域では、計算上浸水が発生しない箇所があることを明記する必要がある。

●流量を考慮していない県管理の中小河川では、洪水浸水想定を別途実施している。

○将来的に、中小河川からの浸水も考慮する形で高潮浸水想定を見直す予定はあるか。

●中小河川の流量も考慮することが望ましいと考えられるが、現在は、手引きに基づいて流量を考慮する河川を選定している。今後、手引き改定により中小河川も対象となった場合は、見直しの可能性もある。

(3) 家屋倒壊等氾濫想定区域の設定に関する検討

○家屋倒壊判定手法の選定時に整理した、浸水深と流速の時系列の相関図から、海岸堤防が決壊しないことによる効果が説明できている。

●代表地域における時系列の浸水の広がりについて、海岸堤防決壊の有無で対比させた資料を作成し、最大包絡浸水面積の市町別結果一覧の後に追加することで、誤解を招かないよう工夫する。

○津波の家屋倒壊の閾値である浸水深2mを超えている箇所があるが、問題はないのか。

●浸水深は大きいですが、流速は1.0m/s未満に留まるため、家屋倒壊には至らない。

○そもそも、津波による家屋倒壊の閾値を候補にしているのはなぜか。

●手引きVer. 2.10において、家屋倒壊基準の参考の一つとして、津波による閾値が記載されているため検討した。文章及び図を修正し、分かりやすく整理する。

○今回の対象地域は、低平地が少なく山が沿岸部近くに迫っている。津波の場合、このような地形では水が引く際に流速が大きくなる可能性があるが、高潮では、越流して浸水が広がる際に流速が大きくなるという認識でよいか。

●今回の整理では、越波した際に、浸水深が大きくなるにつれ流速が大きくなった一方、水が引く際に大きな流速は見られなかった。

○海岸堤防が決壊する場合は、津波に近い現象になるのではないか。

●浸水深と流速の時系列変化を改めて確認する。

○家屋倒壊等氾濫想定区域の着色は、浸水深分布図等と同じく半透明にしないのか。

●半透明にすることも含め、表現及び公表の方法を考える。

○家屋倒壊等氾濫想定区域の公表後、市町にどのように活用・解釈してもらうかを考える必要が

ある。今後の方針について考えているか。

- 家屋倒壊等氾濫想定区域は、立ち退き避難等の参考資料となるため、市町が具体的に避難計画を策定する際に利用していただく予定である。
- 妻良漁港のように、居住区全域が家屋倒壊等氾濫想定区域になっている場合は、全域で立ち退きを進めるのか。
- このデータを参考にして、市町と相談の上、対策を検討していく予定である。

○家屋倒壊等氾濫想定区域を公表している自治体はあるか。

- 神奈川県の相模灘で既に公表している。

(4) 今後の予定

- 以前の検討委員会において、高潮特別警戒水位を設定する際、漁港・港湾の岸壁や荷上場等の防護ラインより海側は対象としないということであったが、その認識で変わらないか。
- 第2回静岡県高潮浸水想定等検討委員会での指摘を受け、防護ラインより海側は対象から外す方針である。
- 検討の前に、特別警戒水位設定の対象箇所とそうでない箇所を明確に整理しておくこと。
- 承知した。今後整理する。

- 「警戒レベル4」や「レベル5」とはどういうものか。
- 警戒レベル5相当の高潮特別警戒水位は、レベル4相当の高潮警報基準水位より高い必要がある。しかし、第2回静岡県高潮浸水想定等検討委員会で報告した過年度成果では、それらの水位が逆転してしまっただけのため、再度検討を進めていくこととなった。
- 警戒レベル4相当の高潮警報とレベル5相当の高潮特別警戒水位の発表順番が前後するのは、情報の出し方として良くないように思う。
- 気象庁が発令する高潮警報の基準水位（レベル4）と、県が発令する高潮特別警戒水位（レベル5）を、レベルの不整合が無いよう設定する必要がある。適切なタイミングでそれぞれの情報が発表され、情報の受け手側が混乱せず避難行動に移れるようにしなければならない。
- 時系列で考えると、予測を基にした気象庁の高潮警報と、観測を基にした高潮特別警戒水位では違いがある。一概に水位で判断するのは難しい。
- 高潮特別警戒水位については、家屋倒壊も含め、防災情報としてどのような形で地域に展開していくのが重要だと考えている。住民の避難行動の基準情報となるため、今回の意見も含め、引き続き御意見をいただきながら設定していく。
- 1回の検討委員会で決定できる内容ではない。もっと議論が必要ではないか。予報値を用いるのか観測値を用いるのか、また水位だけではなく波浪の観測値の扱い方等も含め議論する必要がある。
- 次回の検討委員会で検討の進捗状況を報告の上、御意見をいただきたい。

以上